

自衛隊法の一部を改正する法律案

自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第百条の八の見出しを「（在外邦人の輸送等）」に改め、同条第一項中「当該輸送の安全について外務大臣と協議し、これが確保されていると認めるときは、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、航空機による当該邦人の輸送」を「当該外国の同意があつたときは、航空機又は船舶による当該邦人の輸送（当該輸送に附帯して行ふ車両による輸送を含む。）」に改め、同項後段を次のように改める。

ただし、やむを得ない事由により当該外国の同意を得ることができない場合には、当該外国の同意を得ないで当該輸送を行うことができる。

第百条の八第二項中「前項の輸送は」を「第一項の輸送及び前項の運航は」に改め、「保有する航空機」の下に「若しくはその他の輸送の用に主として供するための航空機又は輸送の用に主として供するための船舶若しくは車両」を加え、同項ただし書を削り、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の場合において、長官は、外務大臣から当該緊急事態に際して生命又は身体の保護を要する外国人

として同乗させることを依頼された者を当該航空機、船舶又は車両に同乗させることができる。

3 長官は、第一項に規定する緊急事態が発生し、又は発生するおそれが著しい場合において、外務大臣から、当該緊急事態に際して同項の規定による邦人の輸送を機を逸することなく行うことができるようにするため必要があると認めて、当該輸送の用に供するための航空機又は船舶の運航（車両の移動を含む。）の依頼があつたときは、あらかじめ、当該運航を行うことができる。

第百条の人に次の一項を加える。

5 内閣総理大臣は、前各項の措置を実施するため必要な基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならぬ。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

防衛庁長官は、外国における災害、騒乱その他の緊急事態に際して外務大臣から生命等の保護を要する在外邦人の輸送の依頼があつた場合において、当該外国の同意を得て、航空機、船舶等により当該輸送を行うことができることとするとともに、それらの緊急事態が発生し、又は発生するおそれが著しい場合において、外務大臣から依頼があつたときは、当該輸送を機を逸することなく行うことができるよう、あらかじめ、当該輸送の用に供するための航空機、船舶等の運航を行うことができることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。